

令和7年度奈良県議会委員会録音CD-R反訳業務契約書

奈良県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

（目的）

第2条 甲が渡す各委員会審議を録音したCD-Rの反訳を目的とする。業務の明細は、別途、「令和7年度奈良県議会委員会録音CD-R反訳業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「奈良県議会委員会録音CD-R反訳原稿作成要領」に定めるものとする。

（契約金額）

第3条 甲は反訳した記録原稿作成に係る費用として会議時間1時間につき、〇〇〇〇円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円）を、乙に支払うものとする。
なお、会議時間及び反訳料の計算は、仕様書に定めるとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年〇月〇〇日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。（免除する。）

（事故の責任）

第6条 業務に起因して生じた事故に対しては、すべて乙は責任を負わなければならない。
ただし、事故の原因が甲の故意又は過失によるときは、乙はその責任を負わないものとする。また、乙の従事者による業務上の行為は、すべて乙の責任とする。

（納期）

第7条 提出物と提出期限については、仕様書に定めるとおりとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 乙は、この契約により生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（守秘義務）

第9条 乙は、業務実施に関し知り得た甲の情報を他に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、この契約に関して甲が乙に交付したCD-Rその他一切の資料を第三者に貸し付け、閲覧させ、または複写させてはならない。

3 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」によることとする。

(業務完了報告書)

第10条 乙は、仕様書にもとづく区分毎の業務完了後に、別に定める業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(請求及び支払い)

第11条 乙は、甲が乙より提出された前条の業務完了報告書により業務の完了を確認した後、適法な支払請求書を甲に提出するものとし、甲は、支払請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(遅延料)

第12条 乙が仕様書に定める原稿を納期限までに納入しなかったときは、乙は遅延料として納入期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行されない部分に相当する契約金額につき、年10.75%の割合を乗じて得た金額を遅延料として甲に納付しなければならない。ただし、これがやむをえない理由によると甲の認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 乙がこの契約条項に違反し、その他故意または過失により甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 納入された原稿が著しく不適格な内容であるなど不誠実な行為があったとき。
- (3) 乙が契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(4)から(8)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(4)から(8)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(9)に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該下請契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(11) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額(契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあっては、当該単価に当該契約に係る入札等において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。)の100分の10(乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(協議)

第15条 この条項に定めるもののほか、この契約履行に関しては、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。

2 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(特記事項)

第16条 本契約は令和7年〇月〇〇日(契約期間の初日)から効力を有し、それ以降の行為については本契約に基づくものとして取り扱う。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年 月 日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県議会事務局長 ○ ○ ○ ○

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。